

「とちぎ自治基本条例（仮称）」検討のための論点及び論点に対する考え方の整理（案）

論点及び論点に対する考え方	備考
<p>1 自治基本条例制定の必要性について</p> <p>栃木県はどのような自治基本条例の制定を目指すべきか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県がつくる自治基本条例は、県と住民との距離も遠く、県が行う仕事の性質からしてもシンボリックなものでいい。余りにも住民自治にウエイトを置いた条例を目指す県の有様自体も否定することになる。 ・県は基礎自治体である市町村が集まって広域自治体を形成しているため、県が自治基本条例をつくるとなると国連憲章に近いものになる。 ・行政基本条例にすると県民参加、議会等の規定がなく、協働も謳われないことになるが、今後の県と県民のあり方を規定する観点から考えると、それでは意味がない。 ・制定するのであれば、現在地方自治法に規定されていないたとえば協働などがきちんと規定できるものでなければならない。 ・条例を制定することによって新しい考え、ルールを考え出せなければ意味がない。 ・行政内部だけの規範となるものでは意味がない。 <p>自治基本条例を制定することにどのような意義があるのか？</p> <p>（積極的）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権時代の自治体にとって、自己決定・自己責任の柱となるものが必要である。 ・住民自治を根付かせるための取組として必要である。 <p>（消極的）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例が制定されることにより、何か実効性が上がるのか疑問だ。 ・現在、地方自治制度全体の将来像が見えてこない中で条例をつくる必要はない。 ・住民に直接触れる機会のあまりない県に必要はない。 ・住民の行政に対する熟成度の問題がある。 ・住民自治の意識を高めるといったことのみが、制定の目的となるなら、意味がない。費用対効果も考えなければならない。 ・住民自治を突き詰めると、市町村をより一層充実させるという結論になるため、県の拠り所を制定する目的で条例検討を始めても、結局は県不要論にいきつく。 <p>自治基本条例を制定する目的は何か？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の拠って立つべきものの正統性を自治基本条例に求めるべき。 ・協働を考える場合は、自治体や県民の自立がなければならず、その自立を担保するものが自治基本条例である。 ・国と県との関係、県と企業との関係を検討していく必要がある。 ・町づくり、住民自治の充実のための手段として制定する必要がある。 	<p>（今後の検討方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の必要性の議論をどのように進めるか検討する必要がある。 <p>様々な議論があることを考慮し、当面は、条例に規定すべき内容を幅広く検討することにより条例の必要性の議論を深めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治の現状（国、県、市町村、県民）を明らかにしながら条例化の必要性を議論する必要がある。 ・地方自治制度の今後の行方を踏まえて議論する必要がある。